

【本部町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度
① 児童生徒数	1,182	1,157	1,120	1,066	1,025
② 予備機を含む 整備上限台数	0	1,330	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	1,157	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	1,157	0	0	0
⑤ 累積更新率	0%	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	173	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	173	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	15%	15%	15%	15%

(確認事項)

・児童生徒数は、町立小中学校 7 校の合計とし、令和 6 年 5 月 1 日時点の在校生数及び令和 6 年 4 月 1 日時点の住民基本台帳人口を基に算出した。基本的には、年度の経過に伴う推移により生徒数の増減を予測し、転入、転出等の増減については予備機の活用又は本計画の見直しにより整備をすることとしている。

予備機については、整備上限の 1 5 %を最大で活用するものとしている。

(端末の整備・更新計画の考え方)

更新予定の端末は、1,456 台となっており、令和 2 年度に町立小中学校に 1,352 台を整備している。その後、故障及び破損等に伴う代替機として 104 台を新たに整備した。

今回、GIGA スクール構想第 2 期における端末整備・更新予定については今後の入学見込み人数をもとに計画を立てているが、増減に合わせて計画の見直し、予備機の活用等を検討する。

(更新対象端末のリユース・リサイクル、処分について)

○対象台数：1,456 台

○処分方法

可能な限り、OS の更新期間中の端末については、各学校や公共施設(福祉施設や社会教育施設等)で初期化等を実施した上で再利用を予定しているが詳細な台数については、再利用希望施設の必要台数及び更新予定端末の機器の状況を確認し判断するものとする。

更新予定の端末を処分する場合においては小型家電リサイクル法の認定事業者等へ委託し再使用、再資源化を実施する。

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託する。

○スケジュール(予定)

- ・令和7年6月 処分事業者 選定
- ・令和8年3月 新規購入端末の導入開始
- ・令和8年3月 使用済み端末の処分事業者及び再利用希望施設等への引き渡し

○その他の特記事項

- ・再使用、再資源化については事業者が無料で引き受けることを想定している。